

堺市屋外広告物のしおり



■ 屋外広告物の手続きについて



計画の検討

1) 許可申請が必要かを確認します

| | | | |
|---------|-------------------------------------|-------|--------|
| ○適用除外規定 | 1敷地につき合計7m ² 以下の自家用広告物のみ | Yes → | 許可申請不要 |
| ↓ No | | | |

2) 掲出予定場所の区域、及び許可基準を確認します

| | | | |
|-------------------------|----------------------|-------|---------|
| ① 禁止区域 | 第一種低層住居専用地域 風致地区 | Yes → | 掲出不可 |
| ↓ No | | | |
| ② 沿道禁止区域 | 指定路線沿道 両側100mの範囲内 | Yes → | 非自家用広告物 |
| ↓ No | | | |
| ③ 許可区域及び許可基準 | | | |
| ◇用途地域に応じた許可区域及び基準を確認します | | | |

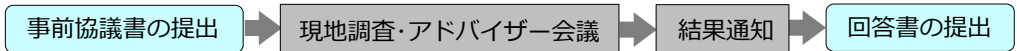
3) 良質な広告物の検討

良質な広告物を創り、魅力ある景観を創出します

(事前協議)

○大規模屋外広告は許可申請に先立ち、事前協議書の提出が必要です

| | |
|-------|--|
| 行為の種別 | 広告物の表示又は掲出物件の設置 広告物又は掲出物件の変更、改造、移転 |
| 対象規模 | 一の建築物又は一の掲出物件における広告物の表示面積の合計が40m ² を超えるもの |



許可申請

- 添付図書を整え、堺市へ申請。手数料が必要です
- 工事施工者は、堺市へ特例屋外広告業の届出が必要です
- 堺市から許可通知書及び許可証を交付します

許可

施工

工事完了届

- 工事完了写真等を添付し、速やかに堺市へ届出してください

変更許可申請

- 申請広告物に変更が生じる場合、速やかに変更許可申請を行なってください

変更届

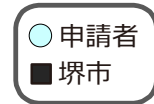
- 申請者等に係る申請事項に変更が生じた場合、変更を行なってください

更新許可申請

- 3年毎に更新手続きが必要です

除却届

- 広告物を除却した場合は、除却したことが確認できる写真を添付して届出してください。



■ 許可区域



【許可区域等】

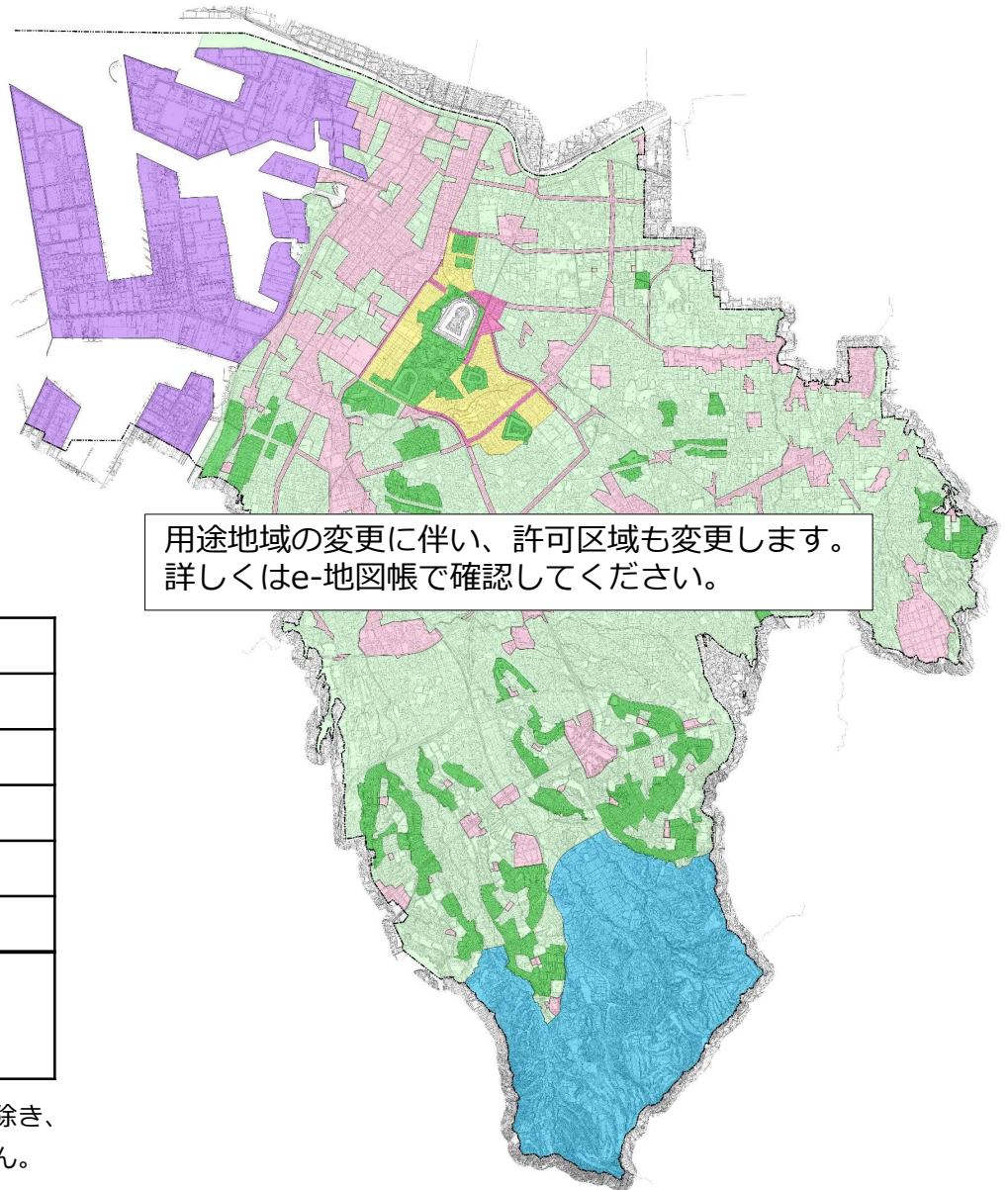
下記の許可区域等の範囲を右図に示します。

- 第1種許可区域
- 第2種許可区域
- 第3種許可区域
- 第4種許可区域
- 広告景観特別地区
(百舌鳥古墳群周辺地域)
 - ・ 百舌鳥第1種特別地区
 - ・ 百舌鳥第2種特別地区

凡例

| | |
|--|---------------------------------|
| | 第1種許可区域 |
| | 第2種許可区域 |
| | 第3種許可区域 |
| | 第4種許可区域 |
| | 百舌鳥第1種特別地区 |
| | 百舌鳥第2種特別地区 |
| | 禁止区域 (第1種低層住居専用 地域及び風致地区) |

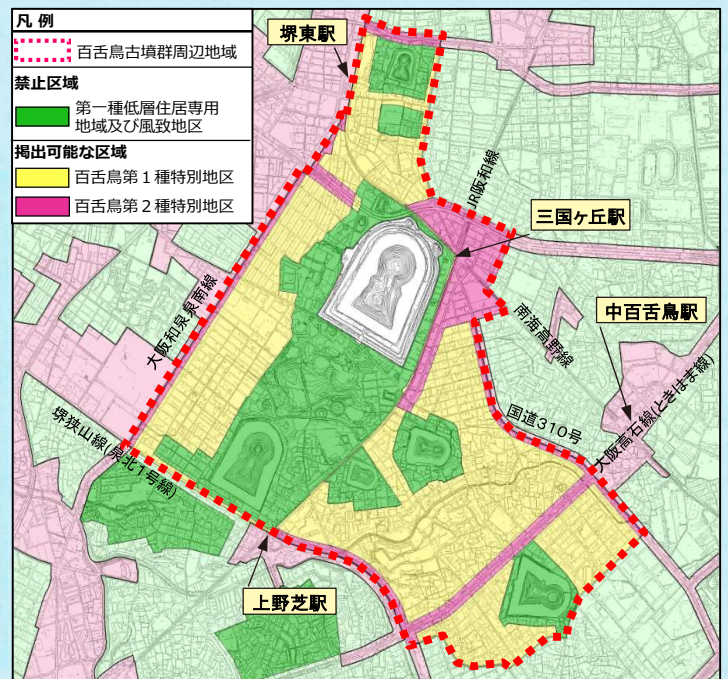
※禁止区域内は、適用除外広告物を除き、原則、屋外広告は掲出できません。



広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）

百舌鳥古墳群

世界最大級の仁徳天皇陵古墳をはじめとする巨大前方後円墳が群をなし、古市古墳群と共に世界文化遺産に登録されています。



■ 許可基準



【許可基準】

第1種から第4種までの『4つの許可区域に関する許可基準』並びに広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）における『百舌鳥第1種特別地区と百舌鳥第2種特別地区の2つの許可基準』を下表に示します。

| 許可区域 | 第1種許可区域 | 第2種許可区域 | 第3種許可区域 | 第4種許可区域 | |
|---------|--|--|---|---|--|
| 土地利用 | 落ち着いた景観形成が求められる地域 | 賑わいや生活の利便が求められる地域 | 1敷地規模が大きな臨海部地域 | 『多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全』を景観形成の方針とする地域 | |
| 用途地域 | 第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域(南部丘陵地域を除く) | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（臨海部を除く） | 工業専用地域（臨海部に限る） | 市街化調整区域（南部丘陵地域に限る） | |
| 壁面広告物 | 面積 | 取付壁面の1/3以内 | 取付壁面の1/3以内 | 取付壁面につき30m以内、かつ、取付壁面の1/3以内 | |
| | 範囲 | 縦：取付壁面の高さの範囲内 横：取付壁面の幅の範囲内 開口部（窓、出入口、非常用進入口、排煙口等）を塞がない | | | |
| | その他 | 【掲出個数】 - | 【掲出個数】 - | 【掲出個数】 - | 【掲出個数】 取付壁面につき4個以内 |
| 屋上広告物 | 面積 | 1表示面につき30m以内、かつ、総面積120m ² 以内 | 1表示面につき40m以内、かつ、総面積160m ² 以内 | - | 掲出不可 |
| | 範囲 | 縦：建造物の高さの1/3以内、かつ、5m以内の長さ 横：建造物の幅の範囲内 | 縦：建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内の長さ 横：建造物の幅の範囲内 | 縦：建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内の長さ 横：建造物の幅の範囲内 | |
| 自立広告塔ほか | 面積 | 1表示面につき10m以内、かつ、総面積20m ² 以内 | 1表示面につき20m以内、かつ、総面積40m ² 以内 | - | 1表示面につき10m以内、かつ、総面積20m ² 以内 |
| | 高さ | 地上から最上端までの高さ10m以内（非自家用広告物及び広告板は4m以内） | 地上から最上端までの高さ15m以内（非自家用広告物及び広告板は4m以内） | 地上から最上端までの高さ15m以内 | 地上から最上端までの高さ10m以内（非自家用広告物及び広告板は4m以内） |

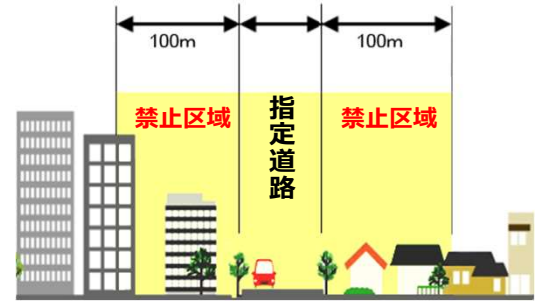
| 許可区域等 | 広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域） | | |
|---------|--|--|--|
| | 百舌鳥第1種特別地区 | 百舌鳥第2種特別地区 | |
| 土地利用 | 壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成をめざす地域 | | |
| 用途地域 | 第1種中高層住居専用地域（風致地区を除く）、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 | 近隣商業地域、商業地域 | |
| 壁面広告物 | 面積 | 1敷地あたりの表示面積の合計は10m ² 以内、かつ、取付壁面の3分の1以内 | 取付壁面の3分の1以内 |
| | 高さ | 地上から最上端までの高さ6m以内 | - |
| | 範囲 | 縦：取付壁面の高さの範囲内 横：取付壁面の幅の範囲内 開口部（窓、出入口、非常用進入口、排煙口等）を塞がない | |
| 屋上広告物 | 掲出不可 | | |
| 自立広告塔ほか | 面積 | 1表示面につき5m ² 以内、かつ、総面積10m ² 以内 | 1表示面につき10m ² 以内、かつ、総面積20m ² 以内 |
| | 高さ | 地上から最上端までの高さ6m以内 | 地上から最上端までの高さ10m以内 |
| | 掲出個数 | 1敷地につき2個以内(自立広告塔) | |
| その他 | 非自家用広告物は掲出不可(適用除外広告物除く) | | |

■ 指定道路沿道の禁止区域 (沿道禁止区域)



野立て広告等の非自家用広告物の掲出を禁止する区域
(沿道禁止区域) です

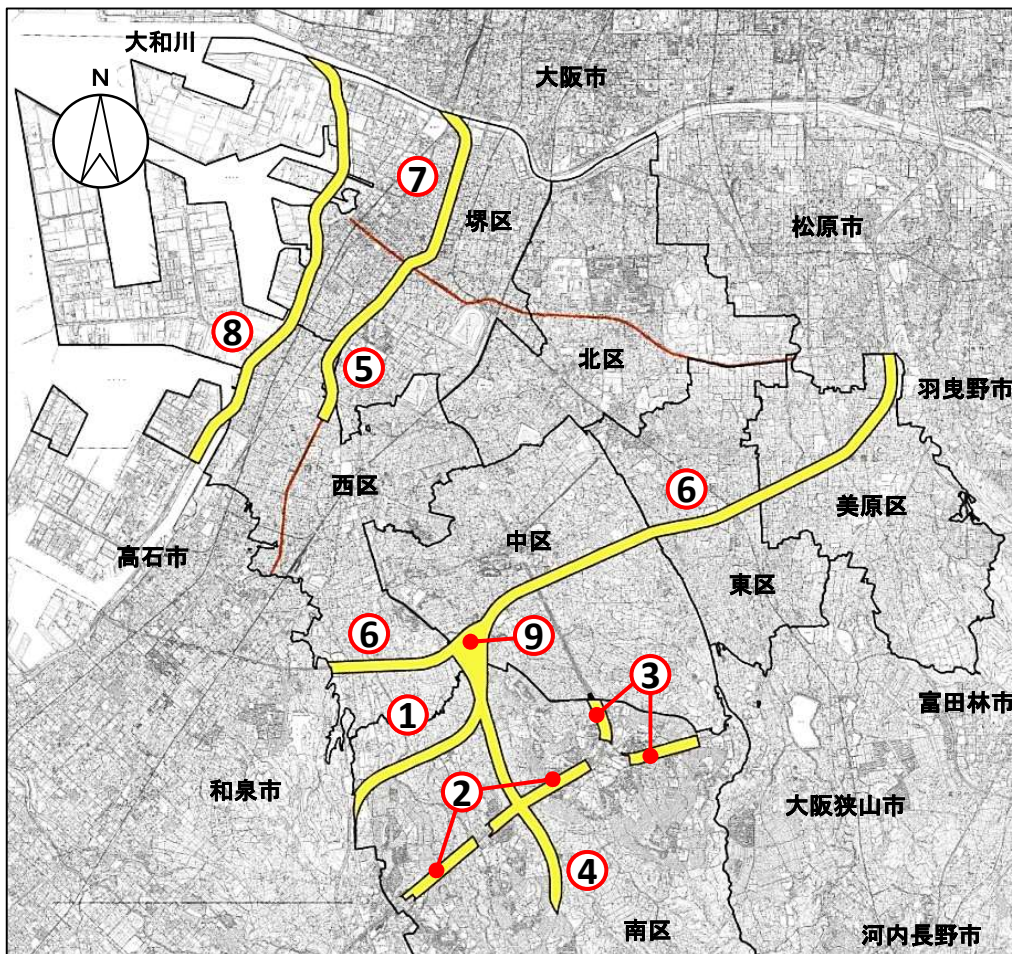
■ 原則、禁止区域の範囲は道路端より
両側100m幅です



イメージ図

沿道禁止区域 (指定道路の道路端より両側100mの範囲)

指定道路沿道の禁止区域 (沿道禁止区域)



指定道路 (本市の区域内に限る)

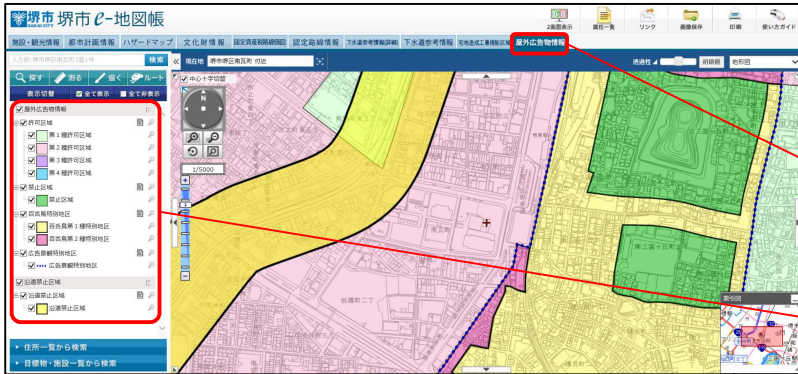
- | | | |
|--|---|---|
| <p>1 高速自動車国道近畿自動車道 松原すさみ線【阪和自動車道】 府道泉大津美原線との分岐点から 和泉市界までに限る。</p> | <p>4 府道堺かつらぎ線 府道泉大津美原線との交点から都市計 画道路上之美木多上線までに限る。</p> | <p>7 府道高速大阪堺線 【阪神高速道路】</p> |
| <p>2 府道富田林泉大津線 府道堺北環状線の内側の部分に限る。 ただし、泉ヶ丘駅、梅・美木多駅、 光明池駅周辺の商業地域を除く。</p> | <p>5 一般国道26号 国道310号との交点から市道浜寺船尾 線との交点までに限る。</p> | <p>8 府道高速湾岸線 【阪神高速道路】</p> |
| <p>3 府道堺狭山線 府道堺北環状線の内側の部分に限る。 ただし、泉ヶ丘駅周辺の商業地域を 除く。</p> | <p>6 府道泉大津美原線 都市計画道路松原泉大津線の部分に限る。</p> | <p>9 下記3道路に囲まれた区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高速自動車国道近畿自動車道 松原すさみ線【阪和自動車道】 ● 府道堺かつらぎ線 ● 府道泉大津美原線 |

インターネットでできること



「許可区域・基準の調べ方」

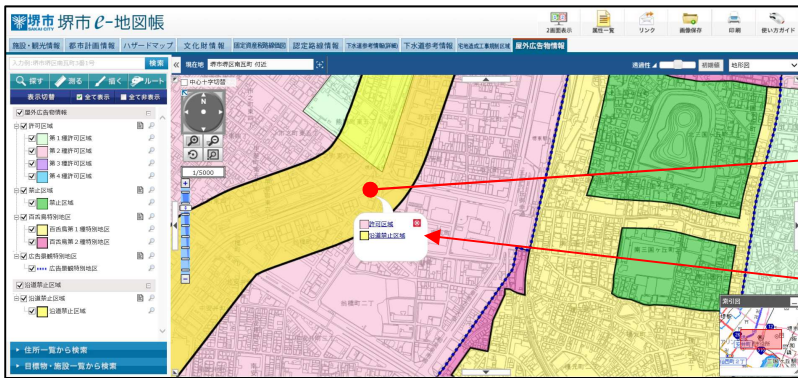
インターネットで **堺市e-地図帳** を検索



① 「e-地図帳」で、調べたい場所を地図上で表示します

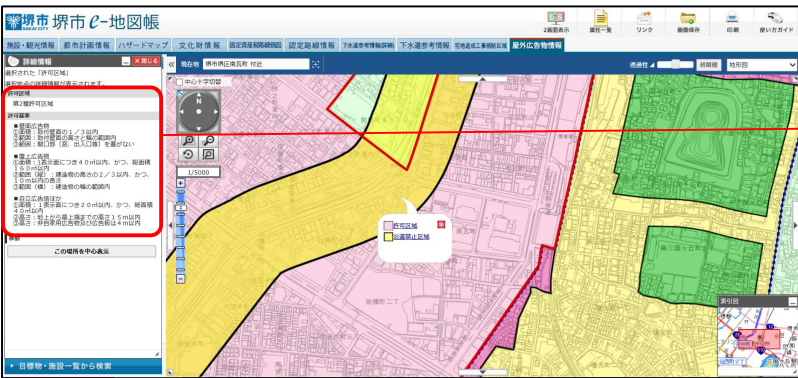
② 屋外広告物情報のタブを選択します

③ 屋外広告物情報と沿道禁止区域が表示されます



④ 調べる場所をクリックする

許可区域と沿道禁止区域の両方にかかる場合、どちらの規制も確認してください



⑤ 許可区域・基準等の詳細情報が表示されます

「申請書ダウンロード」



申請書ダウンロード

申請書ダウンロード（企業の方へ）

目的別検索

産業・ビジネス

建築物・開発行為等

屋外広告物条例

「堺市」のホームページ

■申請に必要な書類（正副2部提出）

手続きを代理人に委任する場合は
委任状が必要です

◆屋外広告物許可申請関係

<大規模屋外広告物の事前協議（大規模に該当する場合）>

| 様式 | 添付図書 | 備考 |
|---------------------------|---------------|---------------------------|
| 屋外広告物 事前協議書 (様式第6号) | 付近見取図 | 2,500分の1以上（白地図） |
| | 配置図 | 200分の1以上 |
| | 各面の立面図（着色） | 200分の1以上、マンセル記号を記載したもの |
| | 意匠図（着色） | マンセル記号を記載したもの |
| | 2方向以上の現況カラー写真 | 行為地及び周辺の土地、建物、道路等の状況を示すもの |
| | チェックシート（様式） | 周辺景観への配慮事項や計画のコンセプトを記載 |

<屋外広告物の許可申請>

凡例：○ 要添付 △ 必要な場合のみ添付

| 様式 | 添付図書 | 新規 | 変更 | 更新 | 備考 | |
|---------------------------|--------------------------|-----|----|----|--------------------|------------------|
| 屋外広告物 許可申請書 (様式第1号) | 道路占用許可書(写し) | △ | △ | △ | 道路占用を伴う場合に要 | |
| | 自主点検結果報告書・ 点検者資格証（写し） | / | / | △ | 掲出高さが4mを超える場合に要 | |
| | 付近見取図 | ○ | / | ○ | 申請場所をわかりやすく明示 | |
| | 配置図 | ○ | ○ | / | 敷地全体、周辺道路、設置箇所等を明示 | |
| | 図面関係 | 平面図 | ○ | △ | / | 配置図との兼用可 |
| | | 立面図 | ○ | △ | / | 広告物や建築物の必要な寸法も記入 |
| | | 意匠図 | ○ | △ | / | 着色したもの |
| | | 構造図 | ○ | △ | / | 基礎や取付状況等も確認できるもの |
| | 現況カラー写真（2方向以上） | ○ | ○ | ○ | 申請日の2か月前までに撮影したもの | |

◆特例屋外広告業の届出関係（事前に大阪府への登録が必要です）

<新たに届出する場合>

| 様式 | 添付図書 | 備考 |
|------------------------|------------------------------|---|
| 特例屋外広告業届出書 (様式第28号) | 大阪府の登録通知書の写し (有効期限内のもの) | 大阪府の「登録証明書」の写しも可 |
| | 大阪府の登録通知書に対応する 登録申請書副本の写し | 大阪府様式第11号の第1面・第2面 |
| | 業務主任者の資格を証する書類の 写し | 次のいずれかの写し ・屋外広告士登録証 ・屋外広告物講習会修了証書 ・広告美術仕上げに関する、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証書、職業訓練修了証 |

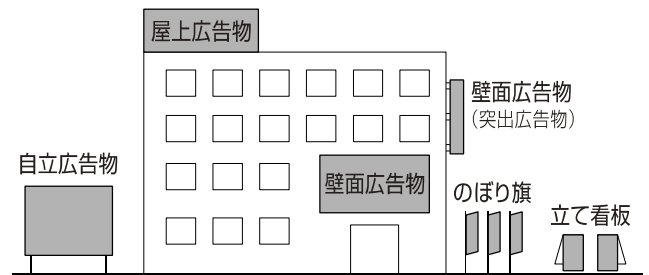
<届出内容を変更する場合>

| 変更 | 変更内容 | 添付図書 |
|----------------------------------|----------------------------|--|
| 特例屋外広告業 届出事項変更届出書 (様式第29号) | 大阪府の登録の有効期限 (登録を更新したとき) | ・大阪府の登録通知書の写し ・大阪府の登録通知書に対応する登録申請書副本の写し (様式第11号の第1面・第2面) |
| | 大阪府の登録の登録事項 | ・大阪府への屋外広告業登録事項変更届出書 (様式第18号)の副本の写し |
| | 堺市内で営業を行う営業所の変更 | ・大阪府への屋外広告業登録事項変更届出書 (様式第18号)の副本の写し |
| | 堺市内で営業を行う営業所の 業務主任者の変更 | ・大阪府への屋外広告業登録事項変更届出書 (様式第18号)の副本の写し ・業務主任者資格を証する書類の写し |



<屋外広告物とは>

- 常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に対し表示される『はり紙、はり札、立看板、広告旗、広告塔、広告板など』を言います。
- 営利目的の商業広告だけでなく、営利を目的としない駐車場案内なども含まれます。




<許可申請について>

- 次のような屋外広告物の掲出には、堺市全域で原則許可が必要です。
 - 敷地内に掲出する広告物の合計面積が7m²を超える自家用広告物
 - 非自家用広告物（自分の店舗と異なる場所等で道先案内的に掲出される広告物等）
- 広告主自身が設置する場合を除き、堺市で屋外広告物を設置する者は、屋外広告業の登録又は届出をしている必要があります。
- 屋外広告物は落下や破損等が無いよう適切に管理する必要があり、3年に1度更新許可申請が必要です。また、広告物の意匠等の内容を変更する場合も変更許可申請が必要です。

<安全点検について>

- 広告物を正しく設置しなかったり、管理を怠ると重大な事故や取り返しのつかない事態につながる恐れがあります。事故等により第三者に被害を与えた場合、会社や店舗等がこれまで築き上げた信頼を一瞬で失うだけでなく、多大な責任を問われることもあります。
- 日常的な安全管理に留意するとともに、定期的な安全点検を実施するなど、日頃から屋外広告物を適切に設置、維持管理をお願いします。

インターネットで [オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック](#)  を参照